

陸上自衛隊立川飛行場におけるC1輸送機の経験飛行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年四月二十五日

中山 千夏

参議院議長 木村 睦 男 殿

陸上自衛隊立川飛行場におけるC1輸送機の経験飛行に関する質問主意書

昭和五十九年三月二十一日、東京防衛施設局長より立川市長あてに、標記の件について申し入れがありました。立川飛行場は、市街地の中にある飛行場であり、航空機の飛来は、付近住民の生活に大きな影響を与えるものと考える。立川においては、大型輸送機の離着陸は、米軍が飛行活動を停止して以来、十五年間なかつたことなので、付近住民はC1輸送機の離着陸訓練に対し、昨年四月の三重県鳥羽市における墜落事故の例もあり、強い不安を覚えています。

よつて、以下項目別に、質問する。

一 昭和五十七年十月二十六日より現在までのC1輸送機による十六回の経験飛行により、いかなる成果を得たのか。

二 立川飛行場における経験飛行は、いかなる内容のものなのか、今後の計画を含めて明らかに

していただきたい。特に、今回は従来の「ローアプローチ」から「離着陸」に変更する理由は何か。

三 C1輸送機は、どのように配備されているのか。また、各基地における離着陸時の騒音は、如何ほどなのか明らかにしていただきたい。

四 昭和五十七年二月二十七日の防衛庁告示第三十六号による進入表面、転移表面および水平表面上に障害物は存在しないのか。存在するとしたら、その全物件を列挙していただきたい。

右質問する。